

令和6年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和6年12月11日（木曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土屋 忠和	委員長	黒須 俊隆	副委員長
斉藤 完育	委員	猪崎 紀人	委員
上代 和利	委員	北田 宏彦	委員

出席説明員

財政課長	森川 裕之	財政課長	山本 卓也
財政課副課長 兼契約管財班長	渡辺 茂行	財政課主査 兼財政班長	加藤岡 大祐
財政課副主査	西川 毅		
参事 (総務課長事務取扱)	田邊 哲也	総務課副課長	高橋 和也
総務課主査 兼行政班長	秋田谷 知則	総務課主査 兼人事班長	猪野 一洋

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部 一男	副主幹	松本 剣児
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第19号 赤字経営になると容易に予想できる道の駅を造る計画を、中止してもらうための陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第2号 令和6年度大網白里市一般会計補正予算（第4号）（財政課）
- ・議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（総務課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後1時00分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はじめに委員長からあいさつをお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様ご苦勞様です。今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が3件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしく願いいたします。なお、本日もA I 反訳システムを使用いたしますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴希望者は、いますか。
（「いません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） いないようですので、次に進みます。本日の出席委員は、6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第19号 赤字経営になると容易に予想できる道の駅を造る計画を、中止してもらおうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第19号、赤字経営になると容易に予想できる道の駅をつくる計画を、中止してもらおうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。北田委員。

○北田宏彦委員 それでは私の意見を申し上げます。

前回、上がってきた陳情とほぼ同様の内容だと思うんですが、やはり私は前回同様、検討委員会が、今現在、検討してくれているということですので、その結果を待ってからでよろしいのかなとは思いますが。

今の段階で、検討委員会さえ途中で中断しろというのは、ちょっとどうなのかなと考えます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 私も毎回、最近同じようなことしか言っていないのかもしれませんが、4回になるんでしょうかね。終わって、5回、6回とあるんだと思います。

私も、それで答申が出てくるのかなって、その段階でというか、今はそれを今のこの段階を見送りたいと思っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私も全く同じ意見にはなるんですけど、来月、1月に案がまとまり、2月にパブリックコメントという、それで3月にさらにそのパブリックコメントを受け付けて修正箇所を修正して検討委員会としての案ができ上がるというふうに聞いておりますので、それを待ってお話をした方がよかろうかなとは思っております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私からは、あくまでも意見ということなので議論ではないですが、赤字経営になると容易に予想できる道の駅をつくる計画を中止してもらおうということで、赤字経営になると容易に予想できるかどうかというところが、そこは大きな問題なんだろうと思うんですよ。

問題はその10年前に計画して、きちんとコンサルも400万円程度のお金をかけてコンサルも入れて、ばっちりできるとしていたにもかかわらず、当時の大網白里市が途中で、とても予定どおり22万人っていう数字が採算分岐点だってされていたところにいきそうにないと、もう大赤字が目に見えていると。

公共事業ってのは、必ずしもこの会社経営じゃないから、すごい営業利益を出して黒字経営で社員にも給料出してっていう、そういうものではないから赤字になっちゃいけないってものじゃないと思うんですよ、実際、道の駅自身は3割ぐらいが赤字だって言われてるけど、その3割っていうのは維持費の話で建設費とかまで入れて黒字のところなんて、例えば近隣でよく行ってる東金だとか、すごいいっぱい来てるけどね、黒字の訳がないわけで、もうそれ自体が、もう日本じゅう丸ごと大赤字と言っても過言ではないという状況なわけで、だから多少赤字でも堀内町長の時代から入ると、もう3度目なんだけど過去2度、何としてもやりたいって、特に道の駅が流行った時でそれなりにどこもやっていたわけだから、やろうと思えば何が何でもやろうと思えばできた時代にもかかわらず、これ金坂市長が中止に追い込まれたのは、現場サイドで、ちょっとやちよっとの赤字ならやってもいいと実際3割赤字じゃないかっていう意見が出てこれないほどの大赤字だったんだと思いますよ。

そんな、かつてのその経験から、再度、道の駅が出てくるからには、パッと見で二つ考えられると、この状況の変化等で赤字、大したことはない、ちょっとしか赤字がないもしくは黒字になる見込みがつきそうだ、こういう状況の変化があったかどうか。これが一つ。

もう一点は、大赤字でもいいから、これは何か特別な理由があって、もう白里地域の観光活性化のためには道の駅は何が何でも必要で大赤字になっても採算取れるっていう、その全体で見た時ね。

先ほど私、駐車料金500万円程度のためにね、例えば道の駅10億円使うのいかなものかと、200年分だと500万円だったら、そう言ったんですけど、それは海水浴客が増えるのか減るのか、そういうところまで、あとは近隣の施設がどうなるのか、あとは海の家経営がどうなるのかとか、そこまで含めて500万程度の赤字、実際赤字じゃないですよ、駐車場収入だけでいうと900万の収入に対して700万の出費なんだから、駐車場収入は200万黒字なんですよ、しかも市民から取らないで黒字なんですよ、市外の人たちだけから取って現状でも200万黒字なんですよ。

そういうところで、一体どこまで赤字を許されるのかとか、あとは場合によっては、この10年で赤字幅が相当減ったとか、あとは場合によっては黒字になる可能性まで出てきたとか、パッと見で、この二点は少なくとも何か状況の変化、もしくは今度赤字でもいいんだという考え方の変化、そういうものがないとしたら、なくて、過去、金坂市長が自分が強力に進めてみずから引っ込めたことを、またもう一度持ち出すっていうのは、とても道の駅の検討委員会が終わってるとか終わってないとか以前で、私はもう道の駅

の整備検討委員会そのものが、もう間違ってるってことを言い続けてきたのはそのところに理由があるわけです。

この今の二点で言うと、この赤字経営の烙印が押されていると陳情者は言っているけど、私はそこまで言わないにしても、赤字かどうかそういう判断をまだしていない。

それで、少なくとも10年前の状況が例えば千葉県全体の観光状況とか海水浴客の数だとかそういうものが明らかに状況が悪くなってるのに、この状況が良くなったっていうことはほぼないだろうと、二点のうち、じゃもう一点、赤字でもいいから大赤字でもいいからやろうじゃないかっていう考え方があると思うけれども、そうだとしたら、それは大赤字になるってことは、短期的に見れば市民の税金を赤字でもやるっていうんだから、これは委員会が決めるとか、市民に聞いてみるとか、市民に聞くのはいいと思うけど、委員会が決めるという内容じゃなくて、市長が市民に対して説明する、これだけいいことがあるんだと赤字を出しても道の駅やんきゃいけないうだっというこの大きな説明責任が生じると、そう思うわけです。

今の状況が変化したのかどうか、おそらく悪くなってるだろうと、あと赤字でもいいからやるっていうんだしたら、これはそれ相応の説明責任が必要だろうと。

この二点が、二つともされてない中で、この道の駅、とても進めるわけにはいかないだろうというのが私の考えで、なおかつ、当初は、議会の中で道の駅これ検討委員会、これはあくまでも本格的な検討委員会じゃなくて検討委員会の検討みたいな、その道の駅の検討の検討みたいなことを、これは当時の企画政策課の久保さんが今、財政課にいた久保さんですよ、もうはっきりと名前まで言っとくけどちゃんと議会全員の前で説明したわけで、これ当時、北田さんが議長だったかもしれないし、その頃だったんじゃないかと思うんですけど、もうこれはもうはっきりと残ってる、全員協議会は公式の会議ですから議事録にもちゃんと残されているわけで、それを反故にして、やるかどうかっていうのを検討する会議ではないというね、そういう中で今、なし崩し的に進んでいる。

先ほど上代委員から第4回が開かれたっていうか、もう第5回まで行っています、11月7日に第5回の道の駅整備検討委員会があって、その中の議事録読むと、もうかなり、公設公営なのか公設民営なのか、もうほとんど、もう進めるぞっていうか、どんな維持管理、システムでいくのか、どんな建設でいくのかみたいなことが、もうどんどん話としては進んでいる。これは別に決定ではなくて単なる答申だって言われてもね、それはそんなもので進まなくて、もうこの、おそらく来年早々出される答申結果が、たたき台となって今度はよいよ何らかの設計費だとかいろんなものに進んでいくのはもう目に見えてるわけです。

以上の理由から、本来市長が、しっかりと説明責任を果たす必要のあるそういう内容を果たさないまま、なし崩し的に進められている道の駅検討整備検討委員会っていうものは、今、考慮する必要は全くなくて、むしろこの第5回の検討委員会の中で経営方式まで、その議論されている、一体この整備検討委員会が、こんなねえ、DBOだのPFIだので討議するような有識者たる資格があるのかどうかも私は疑わしい中でこういう話だけが進んでしまっていること自体に疑問を持つ中で、整備検討委員会の答申を待つまでもなく、むしろ待ってはいけないのではないかという、そういう感覚すらある中で、この市民からの陳情には何としても賛成したいと、そんなふうに思うところです。

- 委員長（土屋忠和委員長） 他の、大丈夫かな。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 委員長（土屋忠和委員長） 次に討論ですが希望者はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（土屋忠和委員長） 意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思います
が、よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- 委員長（土屋忠和委員長） お諮りいたします。

陳情第19号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成少数。

よって陳情第19号は不採択と決定いたしました。以上で、陳情第19号の審査を終わります。

◎議案第2号 令和6年度大網白里市一般会計補正予算(第4号)

○委員長(土屋忠和委員長) これより、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から、付託議案についての説明を受け、説明終了後に、当該議案の採決を行います。

それでは議案第2号、令和6年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(土屋忠和委員長) 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めたから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から、職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号の説明をお願いいたします。

どうぞ、課長。

○森川裕之財政課長 それでは出席職員をご紹介します。皆様から向かって私の左側が副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 山本です。よろしくお願いいたします。

○森川裕之財政課長 私の右隣が副課長の渡辺でございます。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 よろしくお願いいたします。

○森川裕之財政課長 その隣が財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしくお願いいたします。

○森川裕之財政課長 そして後列に補助員として財政班の西川を同席させていただいております。最後に私、財政課長の森川でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以後は着座にて説明させていただきます。

○委員長(土屋忠和委員長) どうぞ。

○森川裕之財政課長 お手元の12月補正予算の概要をご覧いただきたいと思います。

議案第2号、一般会計補正予算第4号でございますが、既定の予算に7億6,534万円を追加し補正後の予算を180億3,042万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、大項目の1、ふるさと応援寄附金促進費2億4,500万円については、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、委託料の必要経費を増額するものでございます。

11月22日の市議会全員協議会で、本年10月末の累計寄附額が前年同時期を上回っていることをご報告いたしましたけれども、11月末時点も寄附額は前年同時期を上回っておりまして、比較いたしますと10月末時点の寄附額が2万8,530件、5億9,107万6,000円となりまして、同時期と比べまして2,229件、1億6,800万円あまり上回っている状況となっております。

このため寄附金の歳入見込み額を10億円に引き上げるとともに返礼経費を2億4,500万円増額し、6億2,212万円にしようとするものでございます。

なお、返礼に要する経費は、寄附額の概ね5割までとされておりませんが、年末に向けて駆け込みの寄附が予想されますので経費には余裕を持たせることとしております。

次に大項目の2、物価高対策の(1)光熱水費3,547万5,000円の追加でございますが、本年10月使用分をもって電気、ガス料金の値引きが終了となりますことから、小中学校施設、大網白里アリーナ、市役所本庁舎など最終補正までに光熱水費の予算不足が見込まれる公共施設等について所要額を増額するものでございます。

次に(2)給食費負担軽減対策401万2,000円の追加でございますが、精米価格の上昇に伴い、学校、教育施設に対して給食費の負担軽減対策を講じるもので、小学校分として238万7,000円、中学校分として162万5,000円を助成するものでございます。

財源は全額一般財源でございますが、今国会に提出された補正予算案の新たな総合経済対策で物価高対策に対応するための重点支援地方交付金が措置されておりますので、今後、財源の振り替えを行いたいと考えているところでございます。

次に大項目の3、施設整備関係事業の①空調設備更新等3,032万円でございますが、老朽化により不具合が生じている大網白里アリーナ、大網中学校、季美の森小学校の空調設備についての機器の更新や修繕を行うものでございます。財源は3ページ、8、主な歳入の(2)市債2,980万円で、残りは一般財源となります。

2ページをご覧いただきたいと思っております。

②の増穂北学童保育室整備130万9,000円でございますが、当該保育室は来年4月からの利用者増加が見込まれており、保育室の増設の必要が生じていることから、増穂北小学校敷地内の旧用務員室を改修するとともに必要な備品を整備するものでございます。

財源は3ページ、8、主な歳入の(3)子ども子育て支援交付金で国庫補助金と県補助金がそれぞれ40万5,000円の合わせて81万円、残りは一般財源となります。

2ページに戻っていただきまして、③東宮谷市営住宅施設整備105万5,000円でございますが、入居者の退去に伴い、新たな入居者を募集するための入居前修繕工事を行うもので、天井、壁紙、ふすまの張りかえ、畳交換、洗面化粧台の交換などを計画しております。財源は全額一般財源でございます。

次に大項目の4、中学校教師用指導書及びデジタル教科書等購入936万3,000円でございますが、中学校の教科書改訂に伴い教師用指導書及びデジタル教科書等の購入費を計上するものでございます。財源は全額一般財源でございます。

次に大項目の5、農産産地支援事業53万6,000円の追加でございますが、稲作や特産作物の産地確立を目的として、生産の省力、低コスト化に必要な機械の導入を支援するもので、農業機械の自動操舵装置購入費に対して補助金を交付するものでございます。

財源は3ページ、8、主な歳入の(4)農産産地支援事業県補助金53万6,000円でございます。

2ページに戻っていただきまして、大項目の6、扶助費3億204万6,000円の増額の内容でございますが、①障害者自立支援給付事業2億3,262万1,000円については、障害福祉サービス等の利用の増加に伴う所要額の増額でございます。財源は、3ページ、8、主な歳入の(5)障害者自立支援給付事業関係負担金で、国が1億1,631万円、県が5,815万5,000円の合わせて1億7,446万5,000円、残りは一般財源となります。

3ページの一番上になりますが、②の生活保護扶助費6,100万円でございますが、被保護世帯、被保護者等の増加に伴いまして所要額を増額するものでございます。財源は、大項目8、主な歳入の(6)生活保護費国庫負担金4,575万円で、残りは一般財源となります。

次に③地域生活支援事業467万7,000円については、障がい者の移動支援、日中一時支援の利用増加に伴い、所要額を増額するものでございます。財源は、大項目8、主な歳入の(7)地域生活支援事業費補助金で、国が149万7,000円、県が74万9,000円の合わせて224万6,000円で、残りは一般財源となります。

次に④ひとり親家庭等医療費助成事業374万8,000円でございますが、ひとり親家庭等

の医療費助成制度の利用増加に伴い、所要額を増額するものでございます。

財源は、大項目8、主な歳入の(8)ひとり親家庭等医療費等助成事業県補助金187万4,000円で、残りは一般財源となります。

次に、大項目の7、人件費1億3,250万1,000円でございますが、人事院勧告等に基づく給与改定に伴い、給与費の所要額を増額するものでございます。

財源は全額一般財源でございますが、注書きのとおり、当該給与改定に関わる一般財源所要額につきましては、地方財政計画上の追加財政需要額として地方交付税の追加措置が予定されております。

大項目の8、主な歳入の(1)から(8)については、先ほど説明させていただいたとおりでございますが、今回の補正に合わせまして、(9)前年度繰越金を1億5,597万3,000円増額しております。

続いて4ページをご覧くださいと思います。

大項目の9、継続費の設定でございますが、本庁舎改修工事について、実施設計に基づき、継続費を設定するものでございます。

事業の概要でございますが、5月の市議会全員協議会でご説明したとおり、庁舎の耐震及びエレベーター棟の増築などを計画しております。

設定期間は令和6年度から令和9年度まで、継続費の総額は7億530万円で、うち工事請負費は6億8,000万円、管理費は2,530万円でございます。各年度の年割額は、令和7年度3億7,400万円、8年度2億6,900万円、9年度6,230万円でございます。

財源でございますが、①の緊急防災減災事業債3億7,400万円、こちらは借入額の70パーセントが今年度、交付税措置となるものでございます。

その下、②公共施設等適正管理推進事業債2億5,140万円、こちらは借入額の40パーセントが今年度、交付税措置となります。

また、③庁舎等建設基金から7,990万円を繰り入れることとしております。

なお、本庁舎の改修事業の入札執行でございますが、現在、消防庁舎新築工事の受注者側の契約不履行に起因する契約解除をめぐりまして山武郡市広域行政組合消防本部と契約解除された工事受注業者が紛争中でございます。

このような中、このような業者の入札参加を未然に防ぐため入札参加資格要件に公告日から過去2年以内に契約不履行を理由に地方公共団体から契約を解除されたことがないものという要件を加えたいと考えております。

次に大項目の10、債務負担行為の設定でございますが、令和7年度当初から直ちに事業を執行するため、今年度中に契約の締結を行う必要がある施設の日常清掃業務や設備の保守点検業務など19の業務について債務負担行為を設定するものでございます。

次に大項目の11、繰越明許費の設定でございますが、執行期間が年度を越える見込みの事業として、①の津波避難タワー整備事業1,929万3,000円につきましては、設計業務の入札不調により業務の年度内完了が困難となりましたことから、工期を延長の上、再入札を行うこととしたものでございます。

②の大網白里アリーナ空調設備更新等業務2,650万円につきましては、9月上旬、動作中に異音が確認され、以後は事故防止のため空調機の運転を停止している状態となっており、来年の夏前に故障中の冷温水機及び配管設備の修繕を完了する必要がありますことから必要経費を計上いたしました。年度内の完了が困難と見込まれるため、予算繰り越しの手続きを行うものでございます。

以上が、議案第2号、一般会計補正予算第4号の説明となります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(土屋忠和委員長) ただいま説明のありました議案第2号の内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方から三点ほど質問させていただきます。

まず3番の施設整備関係事業の中の②番、増穂北学童保育室整備ということで、すでに増北では、学童保育を2教室に分けて運営されているというふうに聞いておるんですが、また、再度、今度追加するというので、三つの部屋に分かれての運営ということなんですが、いろいろ検討されたということはお話的には聞いておるんですが、やはり学童保育も指定管理、導入したわけなんで、その辺の費用の負担も増えてくるのかなとも思うし、何よりも支援員の人たちの一つの教室でできないということ、三つに分かれてるといふことでの不便さということもありますので、この辺については、ちょっとご説明いただけますでしょうかね。

それと続けて、あともう二つね。

継続費、9番、継続費の設定ということで庁舎改修なんですけど、特定の事業者について、入ってこれない形をとられるということなんだけど、この辺、公正取引委員会であるとか、その辺でそういう制限を加えることが、逆に不当な行為で、行政の側からの不当な行為というふうには受け取られないのかどうなのかその辺の確認をしてあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

また、今回これ起債を起こしてということでの説明を全員協議会の中でされてはおるんですけども、一部、この辺よくわからなかったという議員もいることから、ちょっとわかりやすく、当初は、その基金の9億3,000万、4,000万という中で間に合わせますという回答をされてた時期もありましたので、それが途中から起債を発行した方が有利であるというそういうことを言われてるんで、ですからその辺、基金、現金で建ててしまった場合と起債を起こして借り入れした場合の充当される交付税だとか、そういう関係をもうちょっとわかりやすく、表っていか図か何かはされて、わかりやすくしていただければと思います。

それから11番の繰越明許費の津波避難タワー整備事業ね、これ確か9月補正で設計費の方を我々議会の方も承認したと思うんですが、その時にいろんな意見も出まして、これまでは、議会の一般質問等でも市の財政的な見地から、すぐには着手しないんだってというようなお話だったところが、たまたま用地の確保ができそうだからということで、急遽、地域の方々の安心安全に関わることであるからということで、我々も補正予算、認めたわけなんだけど、やはりそこで結局、予算は認められたけれども設計の入札したら不調であったと、これ、この時期に入札すれば、不調になるのは私も全くの素人なんですけど、私でもわかることなんで、その辺をもうちょっとね的確に進めていただくべきではなかったのかなと私的には思います。議会で補正で認めさせといて、いや不調でした、それはそれで結果として仕方ないのかもしれないけど、やっぱりこれ容易にわかることだから、この時期に入札しても設計事業者だって、もう年度内の仕事はいっぱい取っちゃってるわけだからさ、そういうことでその三点について質問。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 一つ目の増穂北学童保育室なんですけれども、委員のご指摘のとおり、今2ヶ所で体育館の中の2部屋を使ってやっているところを、もう1室増えるということで3つの部屋で運営することになります。

この1ヶ所増設することによって、やはり、指定管理料ですとか備品類とかですね、そういうものがやはり必要になってまして、担当課の方の提供資料によりますと、やはり指導員を新たに2、3名追加しなければいけないということで5年間で6,000万円、指定管理料が増加する見込みであるという報告を受けております。

これは一応、債務負担の枠の中で、また増額をさせていただくようなことになるということでございます。

それから継続費の庁舎の入札の関係でございますけれども、ちょっと公正取引委員会には確認はしておりませんが、市発注の工事等に関しましては、市の発注側の資格要件っていうのをですね、県内にしたり、郡内にしたり、市内にしたりっていう制限が加えられますので、そこは問題にならないという認識でございます。

- 委員長（土屋忠和委員長） 渡辺副課長。
- 渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 確認できたところで事例としてですね、確認できたところだと4団体ほど、そういうふうには解除しているところは駄目だよっていうのがあります、県内では我孫子市が契約解除されてるところについては参加することができないというふうになっておりますのでその辺を参考にさせていただいております。以上です。
- 委員長（土屋忠和委員長） 課長。
- 森川裕之財政課長 もう一つ財源のお話なんですけれども、事業費全体が予算の段階では7億530万円、これを全部、基金でやりますと、この金額が市の持ち出しになります。今回、起債を活用しまして、この前期工事をやろうと思ってるんですけども、今、地方債の総額の発行額が6億2,540万円の予定でございます。そのうち、今年度、地方交付税措置が予定されているのが、3億6,236万円という数字をちょっと機械的に導き出しております、これプラスですね、借金しますので、金利が0.7パーセント、現状、上乘せされる計算になりますので、ざっくりと計算いたしますと、仮に30年の起債を借りたしますと、市の持ち出しが、利息を含めると3億7,612万5,000円と試算しております。それから最後の繰越明許費の津波避難タワーの件でございますけれども、先だつての全協の席でも、議員の皆様方からですね、発注時期の問題でしたり、どういうふうに分析してるんだということで大分厳しいご意見いただいておりますので今後の執行に際しましては、ちょっと参考にしていきたいと考えております。
- 委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。
- 北田宏彦委員 本庁舎改修工事でちょっともう一点だけ確認したいんですけど。要は、起債の償還期限を30年というふうなお話もされてたんですけども、何年でそれ起債組むのかということもまだ決まってないの。
- 委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。
- 森川裕之財政課長 現状、今、20年償還期間をとった場合と30年償還期間をとった場合で試算をしているんですけども、今の段階では、30年の償還ですと利息が7,800万円ほど、7,900万円弱ですね、ただし、これ交付税措置が、やはり同じだけありますので、実質、3,318万5,000円、30年償還ですと市の実質的な利息の持ち出しってのが3,300万円になりまして、20年だと、2,300万円、1,000万円ぐらい10年でちょっと利息を払う金額が変わってくるので、ちょっとこの辺は、今、精査をしている段階なんですけれども、なるべく後年度に負担を取らない方法にするのかということこれから判断したいと考えております。
- 委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。
- 北田宏彦委員 それこそ、この本庁舎も耐用年数、何を基準に耐用年数っていうのかわかんないけれども、もうかなり年数経過してるんで、仮に20年で起債の償還組む、30年にする、ということは、20年間は、この庁舎を使うということ、30年にするのであれば、30年間はこの庁舎を生かすという、そういう考え方なのかな。
- 委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。
- 森川裕之財政課長 そういう判断も入ってくると思います。鉄筋ですと60年が償却期間だつていうことで、我々はちょっとそういうふうに把握してるんですけども、今回、長寿命化やることによって20年ぐらいは延命できるだろうというふうに考えておりますので、ちょっとその辺も含めまして、ちょっと今後検討してまいりたいと考えております。
- 委員長（土屋忠和委員長） ほかの方。
- 上代委員。
- 上代和利委員 議案第2号の1のふるさと応援寄附金促進費ですよ。今、課長もおっしゃったように、ふるさと応援寄附金の増加に伴ってことは、担当課の皆さん含めて頑張っていらっしゃることなんですけどね、また、うちは、お米が大

体メインなんでしょうけども、農家の皆さんね、本当にお米には感謝しないといけないと思うんですが、どこの市町でもいろんな返礼品って考えていってるんじゃないのかなって、財政課さんに聞くのかどうなのかわかんないんですけども、その返礼品は、今後、今、答えられなければ、これはいいんですけども、大網白里市は、こうなんだみたいなのがね、本当に何かあればいいのかなっていうふうに思うわけなんですけども、それが一点と、もう一点お聞かせ願いたいのは、同じくその3番の施設整備関係事業にあるんですが、この内訳の中に大網白里アリーナがあります、これ繰越明許費になるわけですよ、これ完了というか、暑い中どうなるのか、今も本当に5月とかなんかでもね、繰越明許費になってるから、何月ぐらいでこのアリーナの工事っていうのは完了するのか。以上、二点お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 ふるさと納税でございますけれども、やはり担当課の方も日々、新たな返礼品を探しているような状況でございます、令和6年度に新たに返礼品をエントリーしたものがいくつかございまして、ご紹介しますと、例えば、栗でしたり椎茸だったり、長ネギでしたり、あとサツマイモ、あとはいわしのせんべいっていうんですか、あとはベーグル、それから市内の飲食店と提携してサービス券を出したりとか、そういったものを新たにラインナップに加えたということでございます。

もう一点、アリーナの空調設備ですね。

ご説明の中ではですね、夏前に空調が動くようにっていうことでご報告申し上げたんですけども、冷房が使えるようにするのは夏前に終わらせたいということなんですけれども、実はクーリングタワーを更新するという作業がございまして、このクーリングタワーの製作に10ヶ月ほどかかるという話を聞いております。なので、夏過ぎましたらクーリングタワーは、そのままそっくり更新するという流れになると思います。

ですので、空調が使えるようにはなるんですけども工事の完了はちょっと秋とかそういう時期になるのかなと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員からは。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私も三つほどあるんですが、一つ目は、今のお話にありました施設設備関係事業、3の大網白里アリーナなんですけど、私が議会に出るようになって、これで、種類は違っても大網白里アリーナの備品を入れるという補正予算が、ほぼ毎回のように、今4回目です。

すべておかしくなったから変えるというようなパターンがほとんどだと思うんで、これって普通に考えたら、なんかもう少しこうメンテナンスをして、いつ壊れるから予算化するとかっていうのが一般的な企業ではそういうふうには考えてやるんですが、そういうことをせずにこれからも壊れたら直すというパターンで進めていくのかどうなのか、その辺をお聞きしたいのが一点。

二点目は、4の中学校教師用指導書、デジタル教科書等購入、こちらの方なんですけど、これ3回だったか、ちょっと回数忘れちゃったけど前の議会のときに、小学校があったかと思うんですが、そのときにもどこの業者で、なぜそこで一本化されてるのかっていう質問が確かあったと思うんですけど、これまた業者としては同じ業者になるのかどうなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

三つ目は、9の継続費設定の本庁舎改修についてなんですけど、今、国を挙げてGXって、私も一般質問でもしましたけど、環境について非常に力を入れてまして、今、公共施設って、ZEB化ってネットゼロエネルギービルディング、そのZEB化を必ずこう考えながらやるようなことをこれからの公共施設ってやっていると、今聞

いたら20年ぐらいたまたここを持たすというふうにと考えると、これもうZEB化しないと、後から結構、国から非常に詰められそうな気がするんで、そういうZEB化は考えているのか、例えば太陽光の発電パネルを導入するですとか、風通しの良い作りにするだとか、いろいろお金がかかる問題だと思うんで、耐震エレベーターの増築だけで終わっちゃうのかもしれないんですがその辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 一つ目のアリーナのメンテナンスの件なんですけれども、アリーナに関しましては、担当課の方で長寿命化計画の策定もしてお中なんですけれども、インターハイの会場になることが予定されておまして、それまでには計画的にですね、ちょっと不具合の出るところを直していきたいと考えております。

ただ、これも優先順位が高いので、アリーナの方は、ちょっと重点的に措置するっていうことを考えておるんですが、やはりなかなか厳しい財政状況の中で、日頃のメンテナンスの中でいろいろ不具合とかも出てきてるんですけれども、そこの中でも、やはり優先順位をつけて、整備、改修を進めているという状況ですので、ちょっとご理解をいただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 山本副課長。

○山本卓也財政課副課長 私の方からは、中学校の教師用指導書・デジタル教科書の件でお答えします。

小中学校で使用する教科書については、確実な供給が学校教育上極めて重要であるということで、国が定めた教科書供給の仕組みというものにより、各学校へ供給が行われます。この仕組みにおいて、多田屋さんが本市の指定教科書取扱店というものになっておりますので、そちらで随契という形で供給されることとなります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 最後の継続費で庁舎の方のGXを推進するののかということお問い合わせですけども、今回はLED化するところまでは計画しておるんですが、だいぶ前ですけども、やはり太陽光発電を設置しないのかどうかっていうのを検討したことがあると聞いてまして、軽量化されたりなんかするとは思うんですけど、その当時はですね、ちょっとこの上には載せられないと、重量の関係でというものがあつたので、ちょっと今回、太陽光を整備する、しないっていう議論には至らなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 失礼しました。

LED化はですね、すいません、前期には入ってなくてですね、議場の方はLED化するんですけども、事務室フロアのところは後期の方で計画をしたいと考えておるところでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 ありがとうございます。引き続き、環境の問題はこれからもやはり大きいと思いますし、今おっしゃられた、軽くする、太陽光のあれは、これ国産で随分、出始めてますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの委員の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 何点かお願いします。

ふるさと応援寄附金促進費で余裕を持って増額するという話なんですけど、これ見ると6.5億が10億になりそうだと、見込みは10億だと、だから、おおむね半分だとしたら5億

が経費になるだろうと、そういうことなんだと思うんですけども、補正後6億2,200万ということは、この12億4,000万ということですよ、だから、余裕が2億4,000万あると、そういうことでいいんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 おっしゃるとおりでございまして、50パーセントまでですのでそれを上回った分の2倍の寄付までは受けられるという状態になっております。

ただし、現状やはり、まだ補正予算通ってないものですから、返礼品の費用が今、足りない状態でございまして委託費の方からちょっと借りてきて払ってるという状況になっております。

そういう状況であるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 次の物価高対策の給食費なんですけど、これ精米価格キロ166円アップだということですね、このよく一般的にスーパーで私たちが買う米は5キロ、よく私は買うんですけど、他の人は10キロ買うかもしれないですけど、5キロというと800円ちょっとですよ、でも、スーパーの価格だととても800円ちょっとじゃないですね、1,000円上がってますよね完全に、1,200円くらい上がってんじゃないかってイメージ、5キロの話ですね。

これは1キロ単価プラス166円っていうのは市内の納入業者の出している値段でいいんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 現状ですね米の方は、JAの方から購入させていただいております。今回、精米価格の上昇によりまして、アップ分を残りの概ね100日分で計算しまして、不足となる金額が、この出した金額になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 現状で足りない分の100日分だという考え方でいいわけですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 はい。そのとおりです。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 米に対してはよくわかったんですけども、他の野菜とかも上がってんじゃないかと思うんですけども、野菜とか上がってないんですか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 野菜もですね前年と比べて上がっているのは私も承知しておるんですが、6月補正です、食材費のアップ分を、ここでもやはり見させていただいてますので、一応その中で食材は賄えるというふうに理解しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） それについては了解いたしました。

あと3番の施設整備費なんですけど、大網中学校と季美の森小学校の空調設備ってのは具体的にこれ、どんなものなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 大網中学校でございまして、こちらは多目的室というのがございまして、生徒会運営でしたりPTAの会合でしたりっていうのを、この多目的室を使って行っているという部屋でございまして。

それから季美の森小学校についてはこれは校長室になります。校長室のクーラーが壊れているというに聞いております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 両方とも、この間、整備した、その大規模に整備したものと別に単体としてその部屋に昔からついてた古いものと考えていいんですか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。
- 森川裕之財政課長 こちらは単体で交換するものになります。ちなみにですね、季美の森小学校の校長室については、平成11年度に設置したもので、こちら24年経過。
大網中の多目的室については、平成18年度で17年経過というものでございます。
以上です。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） もう20何年も経っててね、これはしょうがないなって思うんですけど、単体で、もちろんその家庭用じゃなくて業務用のね、その200ボルトの立派なエアコンだとは思いますが、それにしてもね校長室一つで65万円って高くないですか、多目的室はどんな大きさかちょっとイメージがつかないので何とも言えないんですけど、これ多目的室の方も125万円ってなんかとんでもない額ですよ。
私の事務所にも200ボルトの業務用の、相当、私の事務所広いですから、エアコンついててね、でも65万円はしないだろうなって思うんですけども、これはこんなもんですか今の額として、ちょっと質問が変ですが。
- 委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。
- 森川裕之財政課長 私どもも予算上がってきまして内容を精査しているところなんですけれども、基本的には業者の見積りに基づくものでございまして、家庭用のものとはちょっと違うものが入るんだというふうに理解しております。
よろしかったでしょうか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） もちろん、私もだから家庭用だとは思っていませんが、家庭用のものが65万円って、それは考えられないんですけど、校長室ですからね。
校長室この部屋と比べてどうなんですかねこの部屋より広いですかね校長室、狭いですよね。だから、この辺、例えば半分だったらね、普通に考えると家庭用でも十分ね20年やそこいらもつ立派な、おそらく10万、20万の家庭用のエアコンで十分できる内容なのに、わざわざ何か業務用の65万円のとんでもない物を付けようとしてるんじゃないかというね、そのあたりしっかりと精査してもらいたいと思います。
別に予算とりあえず付けるだけでね、これで直ちに入札ってわけじゃないとは思いますが、少し、こういうことも細かく見ていただきたいと思います。
あと、次なんですけど、増穂北小学校の学童の整備、先ほど北田委員から質問があって、増設自身はそういう意味では大した額じゃないっていうの130万ぐらい大した額じゃない130万じゃないんだっけ、幾らだっけ、130万かね、大した額じゃないけれども、5年で6,000万もかかるっていうこの1年1,200万もかかっちゃってこれも大きな問題でね、これは、例えば北小の空き教室を使うとかね、何か別の方法ってのはいろいろ検討したんですかね。
- 委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。
- 森川裕之財政課長 もちろんですね、担当課と教育委員会の方で、空き教室が使えるんですね、三つ繋がった教室を使えるって発想があるんですけども、ちょっとやはり防犯上の問題でですね、何かちょっと、その校舎内を使うことは難しいという判断があったと聞いております。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 6,000万もかけるんだったら、防犯上の問題があるんだったら、例えば防犯上の問題をクリアする方にお金かける方が何か安く上がりそうな気がしますよね、年で言うと1,200万ですけど、一人警備員雇うお金が、例えば、学童の夕方だけで週5日か6日で1,200万かからないですよ少なくとも、それ何か方法を考えたほうがいいんじゃないのかなあっていう、空き教室が全くないんだたらしょうがない

ですけれども、どんどん今後もさらに空き教室ってのは増えていく見込みなんじゃないかと思うんですよね、5年もたてば、また空き教室さらに増えるかもしれないけど、これはまあ直ちにその何か経費節減とかね実際に、例えば今、課長がおっしゃられたような、3教室連続で使えるなんて言ったら児童にとってもいいと思うんですよね、だからそれは防犯上に問題があるんだったら防犯上のクリアのための費用がいくらかかるのかくらいは一応見積もりなり、なんなり検討してもらいたいなというふうに特に財政課から厳しい、そういう注文を教育委員会につけて欲しいなというふうに思います。

次の質問なんですけど、繰越明許費の設定、11番のところ、入札不調になった津波避難タワーの整備事業なんですけど、この間の説明では、説明自身が何が何だかわからない説明で、そもそもやったことない業者に見積もり、3社のうちの1社をやったことがないとか、そのやったことない業者でも入札に参加する資格が、そもそもあるのかどうかとか、いろいろよくわからない説明がいっぱいあったんですけれども、私は思うんですけど、この何ていうんですかね、ある程度、津波避難タワーなんていうのはね、大きさも規模も自由に決められて、市の方針さえ決めればいいわけだから、わざわざね県内限定を全国にするなんてことを説明していたけど、そうではなくて、市内業者が簡単に造れるような設計に直しちゃうとかね、そういう逆の発想もあるんじゃないのかなって思うんですよね、市内業者だって今までやったことないって言ったら永遠にやれないわけですよ、例えば、やったことない、そういう意味では、市内業者を育てていくという意味でもね、より簡単な何ていうか鉄骨をちょっと組み立てられればできるようだね、そういう津波避難タワーを造るといってそういう考えもあるんじゃないかと思うんですけど、もう今更そういう考えはもう全くないんですか、とりあえずその全国に広げてという今までどおりで入札するという考え方しかないんですか、お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今回の繰り越した予算といいますのは、これ設計の予算になりまして市内では受注できる業者がいらないと思われまして。

一番最初の入札では、県内で入札かけたんですけれども、そこは実績として津波避難タワーの設計をしたものという括りを作ったものですから、見積もりした業者の中にもですね、津波避難タワーの設計に携わったことがないっていうものがございまして、それで不調になったというふうに聞いております。

今回、担当課としましては、これ以上の不調となりますと建設が来年度内に完了しないということになりますので、一旦、設計の範囲を全国に広げて、建設業の設計に携わったものっていう資格要件で発注をしていきたいなと考えているということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） わかりました。

勘違いしてました。そうだとすると、それならそれはそれでいいと思うんですけど、1億円程度の津波避難タワーだということに説明があったんですけど、1億円の津波タワーの設計が2,000万というの低いんですかこれ、設計料っていうのは、こんなに2割もするもんなんですかね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 この見積もり価格なんですけれども、3社から見積もりを取った中で、県内に限定しますので、我々の入札のルールですと2社応札がないと落札しないというルールがございまして、2社入る金額で予定価格を設定したところなんですけれども、結果、不調になったというところなので、ちょっとその2,000万が高いかどうかはちょっと私も明確には答えられませんが、これも見積もり価格に基づくものでございまして、ご理解をいただきたいと考えております。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 了解しました。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) では、財政課の皆さんご苦労さまでございました。
退席していただいて結構でございます。

(財政課 退室)

◎議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

◎議案第9号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に
関する協議について

○委員長(土屋忠和委員長) 次に、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号、千葉縣市町村総合事務組合を組織
する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約
の制定に関する協議についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長(土屋忠和委員長) 総務課の皆さんご苦労様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求め
てから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第6号及び議案第9号の
説明をお願いいたします。

どうぞ。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) では職員の紹介をさせていただきます。

皆様から見て、向かって右側ですね、副課長の高橋でございます。

○高橋和也総務課副課長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 私の右隣にいるのが、人事班長の猪野ございま
す。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) その隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事(総務課長事務取扱) 最後に私、総務課長の田邊でございます。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

今回、総務課からは所管しております議案第6号、それと議案第9号の2案件につい
て説明をさせていただきます。

はじめに議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制
定についてでございます。

こちらにつきましては、令和6年の人事院勧告、それと県の人事委員会勧告の趣旨に
基づきまして、職員の給料等につきまして改定をするというのが主たる内容となって
おります。

お手元の資料を見ていただきたいと思いますけれども、議案第6号説明資料の2番、
改正の概要というふうに記載してございます。

今回、まず給料表の関係でございますけれども、若年層を主体に全体に上がるん
ですが、その中でも特に若年層に対して手厚い改定となっております。

括弧は、初任給の引き上げと書いてありますけれども、初任給につきましても、若年層と同様かなり上がるような形になっておりまして、大卒初任給で申しますと、月額で2万3,200円、高卒になりますと、月額で2万3,600円相当の値上げというふうな形になってまいります。

その他に一般職以外に会計年度任用職員につきましても、一般職の職員との均衡を図りまして、給料月額を引き上げを行うものであります。

(2) 期末勤勉手当につきましても同様に改定の予定となっております、一般職員、任期付職員、会計年度任用職員、これらは0.1月分の上昇となります。

また、再任用職員につきましても、0.05月分の上昇という形になります。

それぞれ期末勤勉につきましても、令和6年度の改定、その他、令和7年度の改定というふうな形で2段階で改定する条例案となっております。

次のページを見ていただきたいと思います。

ウ、特定任期付職員でございますが、この特定任期付職員というのは、いわゆる高度の専門的知識を有する職員というふうに位置付けされておりまして、こちらにつきましても期末勤勉、0.1月分、それと、そのページの一番下にカタカナでオと書いてあるのがございます。

こちらが今まで支給されておりました勤め手当を新たに支給するとともに、特定任期付職員業績手当というものが制度上存在していたんですが、そちらにつきましても廃止というふうな形になります。

ただ、今、申しておりますこの特定任期付職員でございますけれども、現在、本市においては、これに該当する職員は存在してございません。

続きまして(3)でございます。

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備関係として、まず、カタカナのア、各級における給料月額の最低額の引き上げです。

こちら3級から7級までの各級の初号近辺の号給をカットして、全体的に底上げを図ろうという内容となっております。

それとイで、単身赴任手当というものを対象を拡大いたしました。

単身赴任手当自体は、以前から制度としては存在してございますけれども、今回新たに有為な人材を確保するため、採用の段階からですね、単身赴任の状態となっているものに対しまして、この手当を支給できるようにするというものでございます。

それとウ、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務時間帯の拡大でございます。

管理職員特別勤務手当につきましても、イメージするのが災害対応等ですね、夜間に管理職員が出てくるケースというのが、まれにございます。

こういうふうな時に管理職員特別勤務手当を支給、今までしていたんですけれども、その際の支給対象となる時間帯につきましても、現状でございますと午前0時から午前5時までの間の時間帯については、この手当を支給するというふうに規定してございましたけれども、こちらが午後10時から翌日の午前5時までの範囲ということで支給対象となる時間帯が拡大されるという内容となっております。

次にエでございます、再任用職員の住居手当の支給、こちらが住居手当につきましても、これまで再任用職員については支給の対象から除外されておりましたけれども、今回の改定に伴いまして、新たに再任用職員に対しても住居手当を支給するという内容となります。

次のページにまいりまして施行日でございます。

2の(1)関係、給料表の改定でございますけれども、こちらにつきましても、令和6年4月1日からの遡及適用という形で改定を予定しております。

それと2の(2)、期末勤勉手当の関係でございますけれども、まず、令和6年度の改定部分につきましても、公布の日から施行いたしまして、令和6年の12月1日からの遡及適用、また、令和7年改定部分につきましても、前のページを見ていただければと思

うんですけども、前の前のページですね、令和7年の4月1日からの施行という形の規定になっております。

今、私が申しました改定内容につきましては、条例がいくつかに分かれております。

一番大きなものは一般職の職員の給与に関する条例でございますけれども、そのほかに企業職員の給与、それと、任期付職員の関係、会計年度任用職員の関係、それぞれこの部分につきまして条例で規定されておりますことから、計4条例の改正という形になります。

最後にこれらの改正に伴う影響額でございますが、約1億7,200万円の増額となる予定でございます。

以上が議案第6号の説明となります。

続きまして議案第9号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてについて説明をさせていただきます。

この趣旨でございますけれども、县市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、それと総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定につきまして、自治法第286条第1項の規定によりまして協議するにあたり、同法290条の規定により議会の議決を求めるという内容になっております。

この改正の内容でございますけれども、千葉県市町村総合事務組合の構成団体でございます布施学校組合という団体がございまして、この組合が令和7年3月31日をもちまして解散するという形になりました。

そのため、先ほどの地方自治法に基づきまして、該当する地方公共団体の数が減となること、それと合わせて総合事務組合同約を改正する必要がございますことから、この規約の改正につきまして、各構成地方公共団体間で協議するにあたり、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上が議案第9号の説明でございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労様です。

ただいま説明のありました議案第6号及び議案第9号の内容について、ご質問等があればお願いたします。

なお、その際は議案番号をお示ください。

北田委員。

○北田宏彦委員 それでは議案第6号について二点ほど質問させていただきます。

まず2ページ目のイ、単身赴任手当の支給対象の拡大ということなんですが、ここで言う単身赴任の定義についてご説明をいただきたい。

そして一番下、オ、今現在これに該当する職員はいないというお話だったんですが、具体的にはどういうポジションの役職なのか、これまで該当する方がいたとすれば、個人名はともかく、どういう職なのかちょっと教えていただきたいと思います。

この二点お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず一点目のご質問、単身赴任手当への支給対象でございますが、大きく二通りございまして、一つは、本市の今勤務してる職員が遠方に赴任する場合、実際には被災地の派遣とか、そういったことが想定されます。

もう一点が逆に遠方に今お住まいの方で、本市に採用になる方につきましても、現時点でもともと遠方にお住まいで、ご家族がいらっやあって、本市に採用されたことをきっかけにご本人だけが家族から離れてこちらにお住まいになって赴任する場合の二通りが単身赴任手当として想定される形になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 その具体的な単身赴任の定義についてちょっと教えていただきたいんで。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 単身赴任について何点か定義があるんですけど、まず配偶者がいらっしゃって、その配偶者の方が、赴任先が遠くなるに当たりまして、ご自身がお仕事をされてるとか、お子さんが学校に通ってる、また、親御さんの介護をしている、そのような状況で、どうしても一緒に引っ越しをして遠方の赴任先だとかに行けない状況であることが一点で、もう一点がですね、場所なんですけども、赴任先が元のその方のお住まいの家から60キロメートル以上離れていること、それが単身赴任手当の支給の条件となります。

続けて最初にご質問いただいた二点目、特定任期付職員でございますが、本市には今、該当する職員がいないというお話をさせていただいたんですが、想定されるのが弁護士だとか医師ですね、そのような、例えば弁護士を専属で雇用しているだとか医師でいうと例えば規模によるんです産業医とかですね、そういった方をですね規模によっては市で専属で雇用する必要がございますので、そういった方を想定した制度でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 わかりました。

あと初任給の手当が高卒、大卒で2万3,000数百円ずつ上がるということなんですが、ここ1、2年、なんか新規採用の応募が非常に低調だというお話は、これ本市だけでなく、公務員志望がかなり低いというふうな話を聞いておるんですが、今回のこの改定によって、この辺が改善、民間企業と比べて改善されていくのか、ただ、民間企業は来年度ベースアップ6パーセントとかだとか、組合の方は、そんなような想定もされてるようなんですが、この辺の見解についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 今回の給与改定でございますが、民間企業との給与格差を埋めるというのが、主な内容となっております。

そのため、職員の採用に関する民間との比較につきましては一時的には追いついたかなというふうな感じは考えております。

あくまで給与面というところについて言えばですね、ただ全体的な風潮といたしまして、給与のベースアップというのは、この1、2年限定的に上がるという形というよりは、将来に向かって全体的に底上げをしていくというのが国の考えなのかなというふうに思っておりますので、その点につきましては、来年度以降もですね、引き続き注視していきながら職員採用その他についても対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。

他に、上代委員。

○上代和利委員 私も二点ほど教えていただきたいのが、先ほどの北田委員の関連というかあれなんですけど、ちなみにうちはこの単身赴任者っていう方が何名いらっしゃるんですかということが一つと、もう一点がですね、この4番の関係条例のこの2番がちょっと、大網白里市企業職員の給与の種類というような条例の、もうちょっとわかりやすく教えていただけたらと思ひまして。はい。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 現時点、単身赴任手当の受給者は本市はおりません。

続きまして関係条例の大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例なんですけれども、本市で言いますとガス事業課ですとか下水道課といった公営企業につきましては、もともと制度がですね、使っている給料表ですとかそういったものが、いわゆる公営企業以外の職員と違う法令で定まっております、今回の改正も趣旨としては同じ内容なんですけれども、そもそも給与ですとか、そういったものを根拠となっている条例が公営企業の職員と我々で異なるものですから条例で言いますと二つに分かれるといった形になります。

- 委員長（土屋忠和委員長） 他の方。
猪崎委員。
- 猪崎紀人委員 新人なんで教えてもらいたいんですけど、期末勤勉手当ってこれいわゆる賞与ですよ、これ、何で期末と勤勉ってこう分かっているのか、これ特定任期の方では来年度から勤勉が増えるんで、何か無理やりなんか割ってるみたいなんですけど、何でこんなふうに複雑にしてるのが僕にとってはちょっと不思議なんですけど、これ皆さんに聞くことじゃないのかもしれないんですが教えてください。お願いします。
- 委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。
- 猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず期末手当というのがどちらかというと民間企業のボーナスに近い生活給に関する補填というのは変ですけども、いわゆる賞与という形になりまして、勤勉手当につきましては、民間でいうと業績手当のような意味合いに近くてですね、その年度の個々人の業務の業績とかそういったものに基づいて支給される手当といった性格がございます。
以上でございます。
- 委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。
- 猪崎紀人委員 勤勉は変わる可能性が、ここでは1.05とか、例えば一般の方で令和7年度、今、1.05とか勤勉手当が書いてありますけど、これは業績によって変わる、業績って言わないのかな、何かで変わるんですね。
- 委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。
- 猪野一洋総務課主査兼人事班長 勤勉手当につきましては、公務員の制度で言いますと毎年、人事評価といった制度がございます。その人事評価の結果に基づきまして、ここに載ってる数字ってのは基準の額になるんですけども、その額から増減するということは制度上でございます。
- 委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。
- 猪崎紀人委員 ありがとうございます。理解できました。
- 委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。
黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 6号で、人事院勧告及び人事委員会勧告の趣旨に基づきということなんですけど、この人事院勧告や人事委員会勧告の趣旨そのものが若年層に重点を置いたそういうものだったんでしょうかお答えください。
- 委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。
- 田邊哲也参事（総務課長事務取扱） そのとおりでございます。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 大卒初任給、高卒初任給の差額が、2万3,600円、2万3,200円ということなんですけど、ざっと見た感じでは、初任給が一番差額は大きくて、要は、絶対額の引き上げが一番多いということではよろしいんでしょうか。
- 委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。
- 猪野一洋総務課主査兼人事班長 それぞれ位置付けに基づいて影響額が異なるんですけどもこの初任給というところはかなり金額としては影響が大きい部分ではあるんですけども、全部の給料表、合計の中で一番大きい部分ということではなくてですね、現在の県や大網白里市もそうなんですけども、大学ですとか高校を卒業して、その4月にそのまま採用になる方が、位置付けがですね、それぞれ1-29号給と1-9号給という基準になってますので、この金額の方を例示させていただいております。
- 委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。
- 副委員長（黒須俊隆副委員長） 一番多いところってのが、どこなんですかね、あと、ついでに一番低いところがどこなのか、ちょっと何号級か教えてください。
あります。
- 委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 行政職で申し上げると一番影響が大きいところなんですけれども、イメージとしては高卒の方で4年目くらいを迎える方の部分になるんですけども、月額でおよそ2万5,650円程度ですね、これは実際に本市に在籍してる職員の中で、実際にいるものになりますので、それでいうと、大体、月額でならずと2万5,650円程度の増額となります。

一方で、一番影響が小さいところっていうのは、資料を持ち合わせていないんですけども、高齢層、級が高いものですか、そういったものになりますと具体的な数字じゃなくて申し訳ないですが微増という形になります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 高卒4年目くらいからは、ほぼ基本的にそこがピークで、あとは級号給の高い人に向かってどんどん額は減っていくという形でいいんですか、細かく。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪野班長。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 本市の実際の影響額で、級別にパーセンテージでお答えさせていただきますと、高卒、大卒の初任給ここにありますがように1級のものと平均で10.5パーセントの増となります。

以下、2級から順に申し上げますと、2級の職員で7.5パーセント、3級の職員で4.1パーセント、4級の職員で1.5パーセント、5級の職員で1.1パーセント、6級の職員で1.2パーセント、7級の職員で1.1パーセント、8級の職員で1.2パーセントの増と見込んでおります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 一時的に1級の方は10パーセント上がるわけですけど、やがて級がずれていくわけですよ、当然、級が上がればかなり上がるんだろうとは思いますが、その10パーセント上がった効果は減じられて、また7.5パーセントのなんていうか列に入っちゃうわけですよ、そういう意味では、見かけほど、若年層の効果が無いんじゃないかって思うんですけど、これはどう思います、思いますって聞かれてもあれなだけけど。

○委員長（土屋忠和委員長） 高橋副課長。

○高橋和也総務課副課長 今回の給与改定の初任給の引上げにつきましては、採用市場での競争力向上ということで、どうしても初任給で見ますと、民間企業に比べまして、公務員というのは、どうしても年功序列というか勤務年数によって給料月額が体系的に上がっていくという構造になっておりますので、どうしても採用直後の給料で比較してしまうと民間に比べて低額だということの部分でですね、やはり公務員のなり手が少ないというような実態が国としてもあるということで、この部分をですね大幅に引き上げるという形で今回改定の方が行われております。

年数が進むに従いまして給料の改定額の幅といたしましては上昇幅が少なくなっておりますけども、現行に比べますと行政職給料表でも最低でも3,300円給料月額上がっておりますので、そういった意味で考えますと私たちの賃金の方がですね、上がっていくということになっていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 若年層の給料上げるのはいいですけど、例えば国立大学でさね年間50万円が60万円にボンと上げられちゃうわけですね、こんな3,000円くらい上がってもね、大学生1人いるだけで、もう学費の足しにすらならないわけで、だから、若年層よりも逆に厳しい子育てとか、高校生、大学生を持ってるぐらいだから、50代が一番厳しいんじゃないかと思うんですけど、これ見ると1パーセントしか上がらないわけですね、これ今、物価高4パーセントだって言われてるけど物価高の足しにもなら

ない、本当はね、やっぱり職員の給料をガンガン上げてね、九十九里町に何か相談しないでね、本市の職員のレベルを上げることを、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

あと、ちょっと関連してるのか関連してないのか、関連してないんだったら答えなくてもいいんですが、この手当、いない人のための手当を今回2つも整備するのは、将来、これ両方とも優秀な職員を雇うための整備だということですね、やっちゃいけないとは言わないんだけど、例えば、この間、初めて知ったんですけど、議会行政視察みたいなね、問答無用で、ここのホテルに泊まってついてこいっていうような議会職員が、宿泊費すら、その手当オーバーした場合1円も出ないっていうね、議会事務局手当とか、直ちにその創設しないとこれ、何ていうか不当労働行為というかなんか労働基準法違反じゃないかと思うんですけど、ちょっと見解を教えてください。

○委員長（土屋忠和委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） ちょっとその話はどういう前提で行ってたのかよくわからない。ちょっとすいません、後で議会事務局と話しさせていただくということで…

○委員長（土屋忠和委員長） 暫時休憩させていただきます。

（午後2時40分）

（午後2時43分）

○委員長（土屋忠和委員長） 再開いたします。

田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 本件については、改めて国の制度等をよく確認したうえで、旅費の宿泊料の額が適正なのかどうか考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） この場合で直接的には議案とは違いますが、本市の議会事務局員の数そのものがね、千葉県内の市議会の中で最低でね、ひどい話で、これは毎回申し入れしてるんじゃないかと思うんですけども、それだけ過重な負担がある中で、このような直接、実費まで払わさせられているっていうことは、本当に誰かが裁判を起したら大変なことになっちゃうと思いますのでね、これはぜひそうならないうちに、ぜひ検討いただきたいと思います。

終わります。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では、総務課の皆さんご苦労さまでございました。

退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

○委員長（土屋忠和委員長） これより議案の取りまとめを行います。

議案第2号、令和6年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第9号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務、組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(土屋忠和委員長) 賛成総員。

よって議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(土屋忠和委員長) 次にその他でございますが何かございますか。
(「ありません」と呼ぶ者あり。)

○委員長(土屋忠和委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後 2時47分)